

2. 事業の概要と成果	
(1) 上位目標の達成度	【上位目標】 ミンダナオ島中部バンサモロ地域において、教育機関の平和教育実施能力と、村及びモロ・イスラム解放戦線（MILF）治安担当者の紛争調停能力を高めることで、草の根レベルでの平和を定着させること。 （達成度とその理由：75.7%達成） 同地域の教育機関の平和教育実施能力と村及びモロ・イスラム解放戦線治安担当者の紛争調停能力を高めることができた一方、ミンダナオ島マラウィ市で発生した武力衝突による政情不安により、一部の活動は実施ができなかったため。※詳細は、「3. 達成された成果」の通り。
(2) 事業内容	（ア）教育機関の平和教育実施能力強化コンポーネント （1）教育省 ARMM、ソクサージョン両地方内の学区及び学校に対する「平和の学校基礎研修」 教育省 ARMM、ソクサージョン両地方内の学区担当官及び学校教師を対象に、平和教育の重要性と導入方法に関する研修を 15 回実施し、計 350 名（延べ 366 名）が参加した。 （2）平和コーナーの設立と平和教材の整備 当初、当団体自身による平和コーナーの設置を予定していたが、マラウィ市で発生した武力衝突事案により、邦人職員が渡航できなくなったため、教育省主体の取り組みを側面から支える形に切り替え実施した。具体的には、当団体が教育省州事務所に研修を行い、研修を受けた担当者が、教師に対して「平和教育授業案作成」研修（教育省主催）を実施した。研修の中で、平和教育教材が作成され、25 地区で整備された。 （イ）村及び MILF 紛争調停能力強化コンポーネント （3）村（バランガイ）レベルでの紛争調停能力向上研修 ピキット南西部の 23 村の役員等を対象に、平和構築のための開発計画や平和ゾーンのための個別地域会議等に関する研修を 23 回実施し、計 1,363 名（延べ 1,497 名）が参加した。 （4）MILF の紛争調停能力向上研修 MILF メンバーを対象に、紛争解決のための平和的手法や平和の伝達と普及等に関する研修を 3 回実施し、計 62 名（延べ 87 名）が参加した。
(3) 達成された成果	【成果 1】 教育省ソクサージョン及び ARMM 内地区及び校長に、平和教育を導入する重要性が共有される。 （指標 1） 200 校以上の担当者が、平和教育推進の宣誓を 1 回行う。 （達成度とその理由） 100%達成 教育省ソクサージョン及び ARMM 内地区及び校長を対象とした「平和教育・平和活動計画」研修において、合計 291 校の学校担当者が平和教育推進の宣誓を行った。 研修を通じて、各学校では、様々な平和教育の取り組みが行われており、例えば、算数の割り算の文章問題の授業では、キリスト教徒、イスラム教徒、先住民の異なる背景を持つ人々の間で、作物をどのように平等に分配するかという多文化共生の概念を取り入れた問題が採用され、芸術の授業では、当団体が教師に対して実施した研修内容と同様に、生徒たちにだまし絵を見せることで、人の立場や見方によって、同じものであっても異なる方法で認識されうるといふ、揉め事の一因であるミスコミュニケーションの説明がなされている。音楽の授業では異なる音階や楽器を組み合わせることで、ハーモニー（調和）が生まれることに照らし合わせ、異なる文化や民族が共生し合うことで、社会に調和がもたらされるという平和における重要な概念を導き出す等、通常の教科の内容を平和の概念に関連づけて、平和の文化を

生徒に浸透させる取り組みがなされている。

また、平和について話し合う場である「平和の公園」の整備、各児童・生徒が協働して平和の種を地域に根付かせるという意味が込められた「平和の菜園」の整備、児童・生徒同士の争いが発生したときに対話を通じて揉め事を解決するための「平和の机」の設置、平和の重要性を啓発する引用文や子どもの権利を掲載した「平和コーナー」の整備等、「平和を促進する環境」を学校敷地内に整備する取り組みが見られている。これに加え、平和の重要性を地域に広める「平和の行進」や新任教師及び生徒を対象にした「平和の文化研修」等の平和活動が学校年間計画に組み込まれたことで、学校の年間行事として定期的に平和活動が実施されるようになっている。

【成果2】

教育省ソクサーション及び ARMM 内で、平和教育の教材が整備される。

(指標 2) 80 の地区内で、平和教育の教材が閲覧できる状態になる。

(達成度とその理由) 31.3%達成

前述の通り、当団体自身による平和コーナーの設置を予定していたが、マラウィ市で発生した武力衝突事案により、教育省主体の取り組みを側面から支える形に切り替えた結果、25 地区において整備がなされた。事業延長を通じて、当初予定の平和教育コーナーの設置を試みたが、マラウィ危機の影響で、最終的に予定していた 80 地区に対して、成果は 25 地区に留まったため、31.3%とした。

【成果3】

ピキット南西部で紛争が起きにくい状態になる。

(指標 3) ピキット南西部で、「平和ゾーン」の宣言が 1 回行われる。

(達成度とその理由) 71.4%達成

邦人職員の渡航制限により遅延が生じ、事業期間中のピキット町村レベルでの研修は、予定されていた 7 回のうち、5 回の実施に留まった。ゾーン宣言に至る過程である「1. 紛争要因の理解」「2. 関係者の特定」「3. 平和ゾーン行動計画」「4. 関係者の巻き込み」「5. 能力強化」「6. 責任と役割の明確化」「7. 宣言」の 7 段階の内、5 段階目までは終了できたものの、最後の「6. 責任と役割の明確化」「7. 宣言」は、事業期間に終わることができなかったため 71.4%とした。

これまでの研修を通じて、「薬物撲滅キャンペーン」や「平和シンポジウム」を開発計画に取り入れて予算を配置したり、村役員や有力者で構成される「平和と秩序維持のための委員会」をつくり、村における紛争の調停や平和の推進を担う制度を構築する等、各村において様々な取り組みがなされている。また、研修で村役員や住民と、治安維持関係者である MILF や警察等の関係が構築されたことで、定期的に地域の治安情勢や治安対策に関して話し合う場が設けられるようになった事例も報告されている。

【成果4】

MILF メンバーが紛争を平和的に解決する能力を高める。

(指標 4) 25 名以上の MILF メンバーが、紛争を平和的に解決する方法について体系立てて 3 つ以上答えることができる。

(達成率とその理由) 100%達成

研修後に実施したケース別の効果測定確認テストにおいて、研修に参加した 30 名の MILF メンバーが、紛争を平和的に解決する「対話」「仲裁」「交渉」という 3 つのキーワードを具体的に体系立てて説明ができるようになったことが確認された。また、紛争を否定的な事象としてのみ捉えるのではなく、争いの当事者間の関係修復や平和を作り

上げるための機会として肯定的に捉えるという意識の変化も確認された。研修後のフォローアップ調査では、ある参加者は、夫婦間の些細な喧嘩が両家族間の争い（リド）にまでに発展した事例において、まずは、当事者と各家族を切り離して、当事者間の話し合い（対話）を促進し、各家族の介入によって複雑化してしまった争いの元々の原因は何であったかの確認を行うことを提案し（仲裁）、このまま喧嘩を続けることによる子どもや地域住民への影響に対する気づきを論じ、両者の歩み寄りを促していた（交渉）ことを確認した。また、別の参加者からは、地域レベルで紛争が発生した際は、地域レベルの紛争調停の一義的な役割を担う村役員及び地域有力者と情報の共有及び対応の協議を重ね、協働して紛争の解決を図っていることが確認されており、研修に参加した MILF 役員が地域レベルの紛争調停において重要な一翼を担っていることが確認された。このように、実際の行動においても、「対話」「仲裁」「交渉」という平和的解決法が実践されていると同時に、本事業で研修を受けた参加者が、地域における紛争調停関係者の協力を仰いで、争いが激化する前に、地域レベルでの紛争の防止及び調停の機能を果たしていることが確認された。

三年間を通じた成果

フィリピン政府は、2006 年に「大統領令 570 号（初等教育及び教師教育における平和教育の制度化）」、2008 年に「教育省通達（平和教育普及のための通達）」を出していたものの、紛争の激しいミンダナオ島中部でさえ、これまで教育機関において平和教育が実践されることはほとんどなかったが、本事業を通じて、ミンダナオ島中部教育省ソクサージョン及び ARMM 地方において、平和教育を広めることができた。

ミンダナオ島中部教育省ソクサージョン地方では、例えば、同地方南コタバト州事務所において、フェーズ 1 で当団体が実施した「平和教育授業案作成」や「平和の文化基礎」の研修を教育省自らが管轄の教師に対して実施するようになり、同じくフェーズ 1 において当団体が主催した平和活動が活発な学校が取り組みを共有し学び合う「平和の学校コンGRES」も、現時点までに教育省が主催して実施されるに至っている。これに加え、フェーズ 1 の研修の参加者が自ら考案した取り組みとして、教育省の町事務所において、平和教育がどのように子どもたちの教育への参加に繋がっているか、学校の運営の向上に繋がっているかを、管轄内の学校が展示と発表を行う「平和アドボカシー会議」が開催される等、本事業を契機に、教育省による教師の平和教育実施能力の強化や、平和教育授業案の導入の積極的な取り組みがなされており、平和教育の浸透度は高いと言える。

一方、ARMM では、本事業を契機に、同地方マギンダナオ州において、教育省が、将来の「平和の学校」を目指す 8 つ学校をモデル校として指定し、「平和教育授業作成研修」を含む「平和の学校」に関する研修を集中的に実施している。今後、同校がまず「平和の学校」となり、その後、同地方内において「平和の学校」の波及・浸透が見込まれている。また、フェーズ 2 において、当団体が実施した「平和教育基礎研修」を同地方の地区事務所が、管轄の学校校長及び教師を対象に実施する等、当団体が教育省に対して研修を実施する際に、その実施モジュールを参加者に提供してきたことで、学校レベルにまでその効果が波及していることを確認している。しかしながら、ARMM においては、昨年度、初めて平和教育の導入の試みが開始したばかりで、現地教育省内に、その経験や知識、成果の蓄積が浅く、現時点では、平和教育が浸透するまでには至っていない。同地方において、今後平和教育導入の成功事例を増やしていく必要がある。

村を対象にした研修では、ピキット町 24 村において、3 年間の介入

の仕上げである平和ゾーン宣言にまでは至らなかったが、「1. 紛争要因の理解」「2. 関係者の特定」「3. 平和ゾーン行動計画」「4. 関係者の巻き込み」「5. 能力強化」「6. 責任と役割の明確化」「7. 宣言」の 7 段階の内、5 段階目までは完了することができた。対象の村の中には、今後平和ゾーンを確立していくための決意表明文書を発行する村もあり、更なる発展が期待されている。また、これまでの研修を通じて、対象 24 村全てにおいて地域レベルの平和推進活動が村の開発計画に取り入れられるとともに、合計 105 名の役員の紛争調停能力を向上させることができた。MILF を対象にした研修においても、3 年間の研修を通じて、治安が不安定なラナオ・デル・スル州、ラナオ・デル・ノルテ州、マギンダナオ州、コタバト州に駐在する計 172 名の MILF 役員の紛争調停能力を向上させることができた。研修参加者に対する聞き取り調査を通して、研修で学んだ「対話」「交渉」「仲裁」の紛争の平和的解決方法を実際の紛争ケースで応用できていることを確認した。

過去事業を通じた定量的成果

本事業を通じて設立された「平和の学校」は、地域内の教育熱と教育へのアクセス向上に貢献したことが確認された。「平和の学校」各学校の生徒登録数の記録に基づいて、事業実施前と実施後の生徒数を比較すると、全ての学校で生徒数が増加しており、特に、2016 年 3 月に「平和の学校」が設立されたダトゥ・ビトル記念高校では、事業実施前の 2015 年度の生徒数は 167 名であったが、事業実施後の 2017 年度の生徒数は 349 名までに増加した。また、事業実施前の対象校では、生徒間での喧嘩が頻繁に発生し、その喧嘩が家族間の争い（リド）に発展して紛争が継続するケースや、教師が生徒を注意する際、生徒の教師への反抗的な態度や、銃で教師を脅すという行為が各学校より報告されていた。しかし、「平和の学校」が設立されたことで、事業対象校内において、対話を通して相手の立場を理解し、関係性を維持していく態度として表れる「平和の文化」が浸透したこと、及び、教師自身の紛争を仲裁する能力が向上したことが要因で、生徒は教師の指示や学校の規則に従うようになり、「平和の学校」に銃を持ち込むことを自粛するようになったと同時に、生徒間の争いが家族間の争いに繋がり、地域内の紛争に発展するケースが発生しなくなったことが、「平和の学校」の教師へのインタビューを通して確認された。以上のように、「平和の学校」が設立されたことで、地域内で発生し得る紛争が未然に防止されるようになったため、「平和の学校」は地域の平和にも大きく貢献していることが確認されている。

一方、本事業におけるピキット町の村及び MILF メンバー対象の紛争調停能力強化研修は、ピキット町各村の紛争記録や役員へのインタビューを通して、地域内の紛争防止及び紛争の早期解決に貢献していることが確認できた。特に顕著な成果が見られたピキット町のポブラション村では、事業実施前の 2015 年度には地域内で 47 件の紛争が発生し、その内の約 45%の紛争が村役員によって解決されたが、事業実施後の 2017 年度には、紛争発生件数が 15 件まで減少（約 68%減）し、その内約 86 %の案件が村役員によって、研修で習得した「対話」の技術を用いて解決されていることを村の記録を通して確認できた。

また、MILF メンバー対象の研修においては、研修に参加したラナオ・デル・スル州、ラナオ・デル・ノルテ州、マギンダナオ州、コタバト州のミンダナオ全土に駐在する MILF 各メンバーが、事業実施以前より長年継続して解決されずにいた 8 件の家族間の争い（リド）を、対話・仲裁・交渉の技術を用いて解決されたことが、バンサモロ開発庁（BDA: Bangsamoro Development Agency）より報告されている。

	【本事業が貢献する持続可能な開発目標（SDGs）】 本事業で達成できた成果は、子どもたちの教育アクセスを向上させ、暴力の文化が蔓延る地域で平和教育を促進したという点で、また、地域レベルでの紛争の防止及び早期解決に繋がっているという点で、以下の持続可能な開発目標に貢献するものであると言える。 目標 4. すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。 4.1 2030 年までに、すべての子どもが男女の区別なく、適切かつ効果的な学習成果をもたらす、無償かつ公正で質の高い初等教育及び中等教育を修了できるようにする。 目標 16. 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。 16.1 あらゆる場所において、すべての形態の暴力及び暴力に関連する死亡率を大幅に減少させる。 16.a 特に開発途上国において、暴力の防止とテロリズム・犯罪の撲滅に関するあらゆるレベルでの能力構築のため、国際協力などを通じて関連国家機関を強化する。
(4) 持続発展性	当団体は、本事業を通じた研修の効果について、事業終了後最低 5 年間、モニタリングを行うとともに、随時フォローアップをしていく。各活動の詳細は以下の通りである。 <u>(ア) 教育機関の平和教育実施能力強化コンポーネント</u> 教育省ソクサージョン地方においては、当団体と教育省ソクサージョン地方の協働によって作成された「平和の学校のモニタリング・評価ツール」を活用し、毎年全学校が提出義務を負う「学校成果報告書」をもとに、教育省州事務所が、各学校の平和教育実施状況の評価、助言を行っている。これに加え、南コタバト州事務所では、管轄の学校に対して「平和教育成果報告書」の提出を年に 1 度義務付けるようになり、その報告書の内容に基づき、教育省の学校への評価や予算措置の決定が行われている。学校レベルにおいても、教育省による学校への予算配分を行う根拠書類となる「学校年間計画」に、平和活動が学校の活動として盛り込まれており、今後も持続的に各学校で平和活動が維持されることが期待される。 教育省 ARMM 地方においては、昨年度、初めて平和教育の導入の試みが開始したばかりであるが、教育省 ARMM 担当官の平和教育に対する意識が高まっており、例えばマギンダナオ州第 2 事務所においては、「平和の学校」の具体的な成果や平和の学校運営のノウハウを蓄積して「平和の学校」を広めていくことを目的に、8 つの学校をモデル校として指定した。教育省は、当団体が提供した実施モジュールを活用して、そのモデル校に対して平和の学校運営に関する能力強化研修を実施しているとともに、他の管轄の学校に対しても「平和教育授業作成研修」を実施していることが観察された。教育省 ARMM 地方による各学校への「平和の学校」の運営及び平和教育、授業内容の助言は、当団体の実施モジュールに基づき持続的に実施されることが見込まれ、平和教育が ARMM 他地域にも浸透していくことが期待される。 <u>(イ) 村及び MILF 紛争調停能力強化コンポーネント</u> 村での研修は、紛争調停の役割を担う村の司法機関に従事する役員を対象に紛争調停能力強化を実施したため、向上した個人の能力が、制度化された既存の組織を通して持続的に活用されていくことが期待されている。また、学校を対象とした「平和の学校」の研修で作られた上記の「学校年間計画」の中にある「平和の学校シンポジウム」等の学校行事に村役員の参加が義務化されており、「平和の学校」の存続

	要件となっていること、「薬物撲滅キャンペーン」や「平和シンポジウム」等、紛争発生防止に貢献する活動が村の開発計画に取り入れられたことも、今後の研修の効果の持続に貢献するものとなる。MILF 対象の研修に関しては、今後バンサモロ政府の樹立と正常化の過程の中で、MILF の軍事部門バンサモロ・イスラム軍（BIAF）の武装解除が進んだとしても、研修参加者は地域レベルで発生した紛争調停において、村役員や地域有力者とともに紛争調停の役目を担っていく可能性が高く、研修効果は今後も地域レベルで継続していくことが見込まれている。
--	--